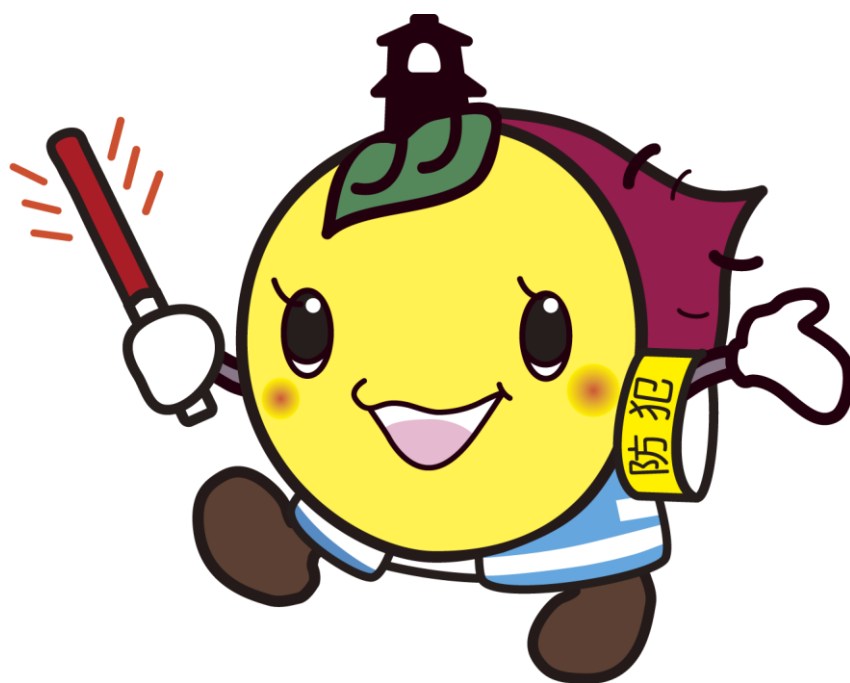


川越市防犯カメラの設置及び運用 に関するガイドライン



川越市

目次

第 1	ガイドライン策定の目的・・・・・・・・・・	1
第 2	ガイドラインの対象となる防犯カメラ・・・	1
第 3	防犯カメラの設置及び運用に関する基準 の策定・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 4	防犯カメラの設置及び運用に当たって 配慮すべき事項・・・・・・・・・・	3
1	設置目的の明確化と目的外利用の禁止・・・	3
2	設置場所及び撮影範囲・・・・・・・・・・	3
3	防犯カメラ設置の表示・・・・・・・・・・	4
4	防犯カメラの管理体制・・・・・・・・・・	4
5	撮影された画像等の適正な保管及び管理・・	4
6	画像の提供の制限・・・・・・・・・・	5
7	防犯カメラの保守点検・・・・・・・・・・	6
8	秘密の保持・・・・・・・・・・	6
9	苦情等に対する適切な対応・・・・・・・・・・	6
第 5	その他・・・・・・・・・・	6
1	業務の委託・・・・・・・・・・	6
2	個人情報保護法等の遵守・・・・・・・・・・	6

第1 ガイドライン策定の目的

防犯カメラは、犯罪の予防や早期解決に有用な設備であり、川越市内の商店街や各種施設等においても普及しつつあります。

しかし、その一方で、承諾のないまま自分の容姿が撮影されること等に不安を感じる方もおられます。

そこで、川越市では、安全で安心して暮らせるまちの実現に向け、市内における防犯カメラの適切かつ効果的な活用及び普及促進を図るため、管理及び運用に関して必要な事項を定めたガイドラインを策定しました。

防犯カメラを現に設置し、又は今後設置しようとする方（以下「設置者等」といいます。）は、このガイドラインに沿って、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図りつつ、防犯カメラの適正な設置及び運用に努めるようお願いします。

第2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

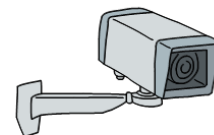
次の3つの要件を全て満たすカメラをこのガイドラインの対象とします。

- ① 犯罪防止を目的として設置されるカメラ（犯罪防止が副次的な目的である場合も含みます）

防火、防災等を主な目的として設置されたカメラ等であっても、防犯の目的を併せ持つ場合は本ガイドラインの対象となります。

② 不特定かつ多数の人が利用する特定の場所に継続して設置されるカメラ

- ・ 不特定かつ多数の人が利用する特定の場所とは、商業施設や公共施設等の各種施設、道路、公園、駐車場、公共交通機関（バスの車内等）等がこれにあたります。
- ・ 自宅の敷地内、アパート、マンション等の集合住宅の建物内、企業の建物や工場の敷地内等、不特定かつ多数の人の出入りが想定されない場所を撮影するカメラは本ガイドラインの対象外となります。



③ 画像を記録する装置を備えたカメラ

画像を記録する機能を備えていないカメラは、情報漏えいや画像等の目的外使用等による個人のプライバシーの侵害のおそれがないことから、本ガイドラインの対象外となります。

第3 防犯カメラの設置及び運用に関する基準の策定

設置者等は、防犯カメラの設置や運用に関してルールや基準等を作成するなど、防犯カメラの適正な設置及び運用をお願いします。

また、運用基準等の作成にあたっては、別紙「防犯カメラの設置及び運用に関する基準（例）」等を参考としてください。

運用基準等の策定と適切な運用の必要性について

防犯カメラを設置後、設置者等に対し、

- ・ 私の姿が撮影される、プライバシーの侵害だ
- ・ 私の車両が盗まれたので画像を見せて欲しい

などという苦情、意見、要望等が寄せられる場合があります。

このような場合を想定し、防犯カメラの設置及び運用に関する基準等を制定することで、苦情や要望等に適切に対応することが可能となります。

このため、基準等の制定と基準等に基づいた適切な管理、運用をお勧めします。

第4 防犯カメラの設置及び運用に当たって 配慮すべき事項

1 設置目的の明確化と目的外利用の禁止

設置者等は、犯罪の予防等、防犯カメラの設置目的を明確に定め、目的を逸脱した設置及び運用を行ってはなりません。

2 設置場所及び撮影範囲

防犯カメラの設置に当たっては、犯罪の予防等に最大限の効果を発揮させるとともに、個人のプライバシーの保護に十分配慮する必要があります。

警察署等に意見を求めるほか、私的空間等の不必要な画像が撮影されることのないよう、設置場所、設置台数、撮影方向を定めるようにしましょう。

3 防犯カメラ設置の表示

表示例

犯罪の予防と個人のプライバシーの保護のため、防犯カメラの設置場所や撮影範囲内の分かりやすい位置に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称を表示しましょう。



なお、商業施設や公共施設等、各種施設内に設置された防犯カメラで、設置者が明白である場合は設置者の名称を省略しても差し支えありません。

4 防犯カメラの管理体制

設置者等は、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うために管理責任者を指定し、また、必要に応じて取扱担当者を指定しましょう。

なお、防犯カメラの操作や画像データの閲覧は原則として設置者等、管理責任者又は取扱担当者のみが行うこととしてください。

5 撮影された画像等の適正な保管及び管理

(1) 画像情報の漏えい防止

防犯カメラのモニター、画像記録装置及び記録媒体は保管場所に施錠設備を施す、画像再生等のパスワードを設定するなど、情報の漏えい防止措置を十分に講じてください。

なお、防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、コンピューターウイルス対策、不正アクセス対策等の情報漏えい防止措置も十分に講じてください。

(2) 目的外の画像の閲覧、加工等の禁止

撮影、保存された画像データの目的外の閲覧、加工、複写等を行わないでください。

また、閲覧、加工、複写等を行う場合であっても、必要最小限に留めてください。



(3) 画像の保存期間

画像データの保存期間は、設置目的を達成する範囲内で必要最小限度の期間（概ね1か月以内）としてください。

ただし、犯罪や事故の捜査等のために保存を依頼された場合など、特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができるようにしてください。

ただし、延長期間については必要以上の長期にわたらないようご注意ください。

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は速やかに消去してください。

また、記録媒体を処分するときは、破砕又は復元できない完全な消去等を行い画像データが読み取れない状態にし、処分の日時、方法等を記録してください。

6 画像等の閲覧及び提供の制限

防犯カメラで記録された画像等を第三者に閲覧させたり、画像データを提供したりすることは、個人のプライバシーを保護するため、原則禁止とします。

ただし、以下のようなケースに該当する場合は、例外として、管理責任者の判断により画像等の閲覧や画像データの提供を認めることができます。

①法令に基づく場合

②捜査機関等から犯罪の捜査等を目的として要請を受けた場合

③住民等の生命、身体、財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合

※③の事例として、行方不明者の安否確認、災害発生時における被害状況の確認や情報提供が必要な場合が想定されます。

また、画像等の閲覧や画像データを提供する場合は、①閲覧者又は提供先、②目的、③防犯カメラの設置場所、④画像データの撮影日時、⑤閲覧又は提供した日時などを記録してください。

なお、いずれの場合においても閲覧させる画像又は提供する画像データの範囲は必要最小限に留めてください。

7 防犯カメラの保守点検

設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行いましょう。

8 秘密の保持

設置者等、管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラの設置、管理及び運用等の業務を通じて知り得た情報を第三者にみだりに漏らしてはなりません。

管理責任者又は取扱担当者の職を退いた後も同様です。

9 苦情等に対する適切な対応

防犯カメラの設置、管理及び運用に関する苦情や意見に対しては、迅速かつ誠実に対応しましょう。

第5 その他

1 業務の委託

設置者等は、防犯カメラの設置、管理及び運用の業務を委託する場合は、設置者等が定める運用基準等の遵守を委託契約の条件とするなど、適正な設置、運用を徹底してください。

2 個人情報保護法等の遵守

設置者等は、画像データを取り扱う場合は、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の各種法令に基づき、適正に取り扱うものとします。

川越市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

平成29年9月策定（令和8年3月一部改定）

川越市役所 市民部 防犯・交通安全課